

## 規 約 ・ 規 程 の 一 部 改 訂

### 第7条 使用料金について

別表1 区域内料金について

|     | 部 屋 別         | 使 用 料 金  |
|-----|---------------|----------|
| 1 階 | 集 会 室         | 600円/1時間 |
|     | 保 育 室         | 300円/1時間 |
|     | 実習室(調理室)      | 500円/1時間 |
| 2 階 | 休 憩 室 ( 和 室 ) | 400円/1時間 |
|     | 学 習 室         | 400円/1時間 |

♪仲島区在住の方が1人でもいれば、区域内料金を適用する。♪事業所区費を納入している法人。

別表4 区域外料金について

|     | 部 屋 別         | 使 用 料 金  |
|-----|---------------|----------|
| 1 階 | 集 会 室         | 900円/1時間 |
|     | 保 育 室         | 500円/1時間 |
|     | 実習室(調理室)      | 700円/1時間 |
| 2 階 | 休 憩 室 ( 和 室 ) | 600円/1時間 |
|     | 学 習 室         | 600円/1時間 |

♪仲島区在住以外の方・法人の使用。

別表2 エアコンの使用料金について

|     | 部 屋 別         | 使 用 料 金  |
|-----|---------------|----------|
| 1 階 | 集 会 室         | 400円/1時間 |
|     | 保 育 室         | 200円/1時間 |
|     | 実習室(調理室)      | 300円/1時間 |
| 2 階 | 休 憩 室 ( 和 室 ) | 300円/1時間 |
|     | 学 習 室         | 300円/1時間 |

♪各部屋コイン使用となります。釣銭は出ません。(区域内外同一料金)

### 第9条 老人憩いの家使用について

(5) 老人憩いの家は1日あたり原則3時間を超えて占有使用出来ない。ただし、公益上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(6) 憩いの家・エアコン使用料は別表1の通りとする。ただし、シニアクラブ等公民館長が認めた団体については使用料金を減免することが出来る。

別表1

| 使 用 時 間 | 部 屋 代    | エ ア コ ン 使 用 料 |
|---------|----------|---------------|
| 9時～17時  | 400円/1時間 | 300円/1時間      |